

- 中古ソフト問題最高裁判決 -
声 明 文

本日、私たちのかねてよりの主張が認められました。本判決を高く評価し、裁判所に敬意を表します。

裁判中も中古サービスを利用し続け、私たちに絶えることのない暖かい支援の声をかけてくださったユーザーの皆様にご心より御礼申し上げます。

約1800店のARTS加盟店の皆様からの物心両面にわたる献身的支援なくしてこの裁判を闘い続けることはできなかったでしょう。

深い感謝をこめて、この勝利を報告したいと思います。この上は、関係するハードメーカー・ソフトメーカー・業界団体の皆様が私たちとの正常な関係構築に向け誠意を示して頂く事を期待します。

——私たちがこれまで主張してきたこと——

1. ファミコン発売以来20年近く、ゲーム業界は中古サービスと共に成長してきたことを無視して、中古禁止を求める本裁判自体が極めて非常識な権利の主張であります。
2. 本、CD、ビデオや、アメリカでのTVゲームは新品購入、中古購入、レンタルと多様な利用形態が用意されています。
日本のゲームユーザーだけが、レンタルも利用できず、中古売買まで禁止されようとすることは一部メーカーの暴挙といわざるを得ません。
3. 中古売買と新品販売は、「下取り効果」、「試体験効果」、「評判形成効果」、「客層拡大効果」という相互補完関係をもち、ユーザーは「売買差額」でゲームを楽しんでいる実態を考慮すれば、中古がなくなれば新品販売も冷え込むと予想されます。
4. ゲームユーザーの大半が中古売買を必要と考え、「売り」もしくは「買い」の形で利用しています。
5. 本裁判はユーザーの財産処分権と営業権に対する挑戦であり、ARTSは店頭、ホームページで裁判経過を公開し、署名、意見書などで、ユーザー・ARTS加盟店の協力と参加を得て裁判を進めてきました。

平成14年4月25日
テレビゲームソフトウェア流通協会 (ARTS)
代表理事 新谷 雄二



〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-22
MINT・ビル 310号
TEL 03-3238-1805 FAX 03-5214-5877